

# 愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市売店設置運営要項

## 1 目的

この要項は、愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市観光・接伴基本計画に基づき、愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体・えひめ大会において、愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

## 2 設置場所及び期間

売店の設置場所は、原則として競技会場に設置することとし、設置期間は、各競技会場における各競技の開始日から最終日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

## 3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

## 4 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。また、面積は原則として1店舗あたり約20㎡（2間×3間テント）とする。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更または調整することができるものとする。

## 5 経費負担

売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

## 6 出店料

- (1) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費の一部として、別表に定める額を出店料として負担する。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りではない。
- (2) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこと。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (3) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が特に認めたときは、この限りではない。

## 7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

### (1) 国体関連グッズ

国民体育大会憲章又は愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ国体・えひめ大会のマスコット「みきや

ん」を使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本体育協会又は愛顔<sup>えがお</sup>つなぐえひめ  
国体・えひめ大会実行委員会の使用承認を得ているものとする。

- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に認めたもの

## 8 出店者条件

売店の出店者は、次の(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件のすべてに該当する者とする。

### (1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に1年以上、伊予市に店舗を有して営業をしている者
- イ 競技団体の推薦がある者
- ウ 過去の国体において実績がある者
- エ 国体関連グッズ、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等
- オ その他実行委員会が必要と認めたもの

### (2) 次の条件のすべてに該当する者

- ア 各競技開催期間中、継続して出店することができること。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、過去1年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 出店者の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは代表者をいう。)が伊予市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。また、販売員等として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

## 9 運営設備等

実行委員会が準備する売店出店に必要な設備等は次のとおりとし、その他に必要な設備等は出店者が準備する。

- (1) テント(2間×3間) 1張
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚

## 10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類にその他必要な書類を添えて実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

## 11 出店者の選定及び許可証の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づき出店者の選定を行い、適当であると認めた者に売店出店許可証（様式第5号）を交付する。
- (2) 出店申請者数が、各競技会場の予定売店数を超えたときは、販売品目に記載されている品目を取り扱う市内商工関係団体等を優先し、これにより難しいときは、抽選により選定する。

## 12 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

## 13 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

## 14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営について販売員を指導監督し、販売が適切に行われるよう努めなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮しなければならない。

## 15 禁止事項

出店者及び販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工をすること。

- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りではない。
- (9) その他、大会運営に支障をきたす行為をすること。

## 16 遵守事項

出店者及び販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第5号）を、店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法を取ること。
- (4) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として使用車両は1売店1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 販売員の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する売店にあっては、区画内に消火器を設置すること。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。  
なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (14) その他、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 17 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故発生時の対応

売店責任者は、売店において事件又は事故が発生したとき、又は不審者及び不審物を発見したときは、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示

に従うものとする。

#### 19 許可の取消

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

#### 20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

#### 21 損害賠償

出店者(販売員を含む。)は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

#### 22 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置及び運営の実施に関し、必要な事項は別に定める。また、競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附 則

この要項は、平成27年11月24日から施行する。

#### 別 表

##### 【出店料】

出店者区分	規 模	出 店 料
伊予市内に店舗を有するもの	1 ブース	2,160円/日
上記以外のもの	1 ブース	3,240円/日